

福井地方裁判所 御中

平成24年(ワ)第394号、平成25年(ワ)第63号

大飯原発3、4号機運転差止請求事件

原告 松田 正 外188名

被告 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

平成25年12月17日

原告ら訴訟代理人弁護士 佐藤辰弥
 同上 笠原一浩

| 号 証 | 標 目 (原本・写しの別) | 作 成 年月日 | 作 成 者 | 立 証 趣 旨 | 備 考 |
|-----|--|-----------------|-------------------|---|-----|
| 甲21 | 「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質の分布状況等に関する調査研究結果」の簡略版について | 写し H24.3.13 | 文部科学省 | 福島第一原発事故発生から約8か月後(平成23年11月5日)の東日本全域における地表面に沈着したセシウム137の放射能濃度(5-14p)チェルノブイリ原発事故に伴うヨーロッパ全域におけるセシウム137の沈着状況(21p) | |
| 甲22 | 環境放射能水準調査結果(月間降下物)(平成23年4月分) | 写し H23.12.14 | 環境省 | 平成23年4月は、北は北海道札幌市、南は沖縄県うるま市まで、広範囲に放射性物質が降下したとされること | |
| 甲23 | 太平洋における放射能濃度分布のシミュレーションについて | 写し H23.6.24 | 独立行政法人日本原子力研究開発機構 | 福島第一原発事故により海中に流出された放射性物質は、水塊として黒潮及び黒潮続流並びに北太平洋海流によって太平洋を東に移流・拡散していき、3年後には北太平洋北部へ移動し、5年後にはアメリカ西海岸へ到達するとされること(3-4p) | |

| | | | | | | |
|-----|---------------------------------------|----|-----------|------------|--|--|
| 甲24 | 水産物の放射性物質調査結果（地図）【平成24年4月－6月】 | 写し | H24.6.29 | 農林水産省 | 平成24年4月以降は暫定基準値を超過する魚も出てくるようになっていること | |
| 甲25 | 東京湾、福島県沖及び茨城県沖における放射能調査結果について | 写し | H24.11.6 | 海上保安庁 | 東京湾北部における海底土のセシウム濃度は、福島第一原発事故以降急激に増加していること(特に5p) | |
| 甲26 | 福島県浪江町の渡邊文星副町長の報告 | 写し | H24.8.2 | 渡邊文星 | 福島県では、福島第一原発事故のため、沿岸部における行方不明者の捜索が大幅に遅れることになったこと(2p4行目以下) | |
| 甲27 | 東日本大震災における震災関連死に関する報告 | 写し | H24.8.21 | 復興庁 | 平成24年3月11日時点での震災関連死者数は1632人であり、このうち761人が福島県の事例であること 福島県は、他県に比べ、震災関連死者数が多く、また、「避難者等への移動中の肉体・精神的疲労」を原因とするものが多いのが特徴であり、これは、原子力発電所事故に伴う避難等による影響が大きいと考えられること(1p) | |
| 甲28 | 東日本大震災における震災関連死の死者数(平成25年3月31日現在調査結果) | 写し | H25.5.10 | 復興庁 | 平成25年3月31日時点での震災関連死者数は2688人、このうち1383人が福島県の事例となっていること(1p) | |
| 甲29 | 東日本大震災に関連する自殺者数(平成25年10月分) | 写し | H25.11.20 | 内閣府自殺対策推進室 | 福島県内における「震災関連自殺者」は、平成25年10月現在で41名であること(2pの「福島県」の欄) | |

| | | | | | |
|-----|--------------------|----|------------|-------|---|
| 甲30 | 自主的避難関連データ | 写し | H23.11.10. | 文部科学省 | 自主避難者は、平成23年9月22日時点で5万0327人に及ぶこと(2p) |
| 甲31 | 福島第一原発の不測事態シナリオの素描 | 写し | H23.3.25 | 近藤駿介 | 福島第一原発事故において、水素爆発の発生に続き、4号機の使用済み核燃料プールにおける使用済み核燃料破損に続くコアコンクリート相互作用が発生し、続いて、1号機、2号機及び3号機の使用済み核燃料プールでも同様の事態が発生した場合、チェルノブイリ原発事故における「強制移転を求めべき地域」(1480kBq以上/m ²)が170km以遠にも生じる可能性や、「移転を希望する場合認めるべき地域」(555kBq以上/m ²)が首都圏を含む250km以遠にも発生することになる可能性があること(15p、なお13pも参照) |
| 甲32 | 放射能汚染と災厄 | 写し | H25.3.1 | 今中哲二 | チェルノブイリ原発事故の原因は、運転員の規則違反ではなく、設計の欠陥と責任当局の怠慢にあり、チェルノブイリのような事故はいずれ避けられないものであったとされていること(195p) |